

第4章 奄美群島振興開発の効果的な推進

奄美群島においては、昭和28年の日本復帰以来、数次の法改正に基づき、各般にわたる事業が実施され、交通基盤、産業基盤、生活環境などの社会資本整備が行われてきたが、人口減少や少子・高齢化の進行により、コミュニティの崩壊、産業の衰退、文化の消滅などが懸念されている。

このような状況のなかで、今後、奄美群島が置かれている厳しい条件を克服しながら、自立的発展を図るためには、これまで述べてきたとおり、定住の促進、交流の拡大、条件不利性の改善等を図る必要があり、そのための手段として以下の事項が必要である。

なお、これらの実現に向けては、今後、県や地元市町村の考え方を国に十分理解してもらったうえで、国の制度や予算の検討を進めてもらうことが必要である。

1 法令改正による対応

(1) 目的規定の充実

奄美群島は、我が国の領域の保全のほかに排他的経済水域の保全といった「国家的な役割」を担っているとともに、世界自然遺産登録の推薦地として、世界的にも貴重な自然環境の保全といった「国民的役割」も担っていることに鑑み、目的規定にこれらの「国家的国民的役割」に係る規定を追加し、充実させる必要がある。

2 予算措置等による対応

(1) 奄美群島振興開発事業予算の充実、確保

奄美群島においては、これまでの事業

の実施により着実に社会資本の整備が進みつつあるが、今後急速に老朽化が進む橋梁やトンネルなど社会資本の適切な維持管理・更新に取り組む必要がある。

また、奄美群島振興交付金についても、奄美群島の自立的で持続可能な発展のために条件不利性の改善を図る事業等を着実に実施する必要がある。

このようなことから、奄美群島振興開発事業（以下「奄振事業」という。）予算の充実・確保を図る必要がある。

奄振事業は、沖縄振興事業に比べ一般的に補助率が低く、沖縄に比べ奄美群島の振興開発が進まない要因となっていると考えられることから、ソフト事業・ハード事業の双方について補助率のさらなる嵩上げを行う必要がある。

また、奄美群島振興交付金に係る特別交付税措置の維持・拡充を図る必要がある。

(2) 地方創生交付金の運用弾力化

奄美群島においては、人口の減少が著しく地域の活力低下が懸念されており、これを食い止めるためには、地域における創意工夫を生かした取組が重要であることから、地方創生交付金の新規申請事業数（原則4事業以内）及び計画期間を通じた総事業費に占めるハード事業の割合（原則、概ね2分の1未満）について緩和するような運用の弾力化が必要である。

(3) 地方債枠の確保

ソフト事業の重要性が高まっていること等により、奄美群島の市町村等における非公共事業の事業費が増加することが予想されるが、財政基盤の脆弱な群島市

町村における財源の確保のため、過疎対策事業債の限度額が減少されず、所要額が起債できるような取組が必要である。

また、社会資本整備については、奄振事業に併せて辺地・過疎対策事業債の対象となるハード事業を併せて推進することが必要不可欠であることから、辺地・過疎対策事業債のハード事業の所要額が起債できるような取組が必要である。

(4) 税制措置の充実延長

ア 奄美群島における国税（所得税・法人税）の割増償却制度の延長

民間事業者の設備投資に係る費用負担の軽減は、産業の振興及び雇用の創出を図る上で有効な手段であることから、制度の延長を図る必要がある。

イ 地方税（事業税・不動産取得税・固定資産税）の課税免除等に伴う地方交付税補填措置の延長

民間事業者の設備投資に係る費用負担の軽減は、産業の振興及び雇用の創出を図る上で有効な手段であることから、制度の延長を図る必要がある。

(5) ガソリン流通コスト支援の維持・拡充

奄美群島におけるガソリン価格については、離島ガソリン流通コスト支援事業により、支援措置が講じられており、本土との価格差に一定の効果を上げているところである。

しかしながら、海上輸送を必要とする地理的条件や規模的制約から、本土と比較して依然として割高となっており、群島の産業振興等を図る上で、支障となっている。

このため、平成30年度以降も恒久的に本支援事業による支援が継続されるとともに、支援拡充に必要な法整備や揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置の創設等が必要である。

(6) 奄美基金の充実

奄美群島の産業の振興を促進し、群島経済を発展させるためには、奄美基金の保証業務及び融資業務の円滑な推進のための財源を確保する必要がある。

3 群島主体の取組（奄美群島成長戦略ビジョン等）の促進

奄美群島の地元12市町村が策定した「奄美群島成長戦略ビジョン」の実現などに向けて地元が必要とする制度等については、以下のとおりである。

(1) 奄美群島振興債（仮称）の創設

「奄美群島振興交付金」とともに、地元市町村が民間支援を実施するためにスピード感と自主性、柔軟性をもって対応ができ、かつ地元市町村の財政規律内で積極的に施策が実行できるための財政支援制度を新たに創設する必要がある。

(2) 奄美群島総合特区創設

奄美群島全域あるいは一部推進区域において以下の要素を含んだ各種産業振興や定住環境を確保するための施策を総合的に推進するための特区創設

ア 外国航空機・客船が、直接、奄美群島に出入国できるための国際観光港特区

イ 外国人を含めた観光客の増加を念頭に、受入体制の強化を図るための民泊

事業の柔軟な運用を可能とする民泊推進特区

ウ 体験プログラム等における各種規制を受け入れ側の実情と顧客の多様なニーズにマッチングするよう緩和する奄美体験プログラム特区

エ 奄美群島を奄振法に基づく観光振興地域に指定し、観光関連施設の新・増築及び改築・改修を行う事業者に対して、税制上の優遇措置を講じる特区

オ 情報通信技術の発達により、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方を求める企業等の奄美群島への移転を促進する税制上の優遇措置を講じる特区

カ 温暖な気候と癒しのイメージを最大限発揮し、安全・安心な定住環境の整備と、交流・定住人口の拡大を図るための、医療と福祉における予防に重点をおいた特区

キ 群島内の電力供給のほとんどを内燃力発電（ディーゼル）が占めている現状を踏まえ、再生可能エネルギー事業の促進を図るための設備投資に係る税制優遇措置や、買い取り制度枠等に関する特区

(3) 無電柱化の推進

外海離島である奄美群島においては、毎年、台風による停電が発生しており、住民生活や農作物への大きな被害を与えている。

また、世界自然遺産の登録を目指している奄美にとって今後ますます景観整備が重要となってくる。

このようなことから、奄美群島の無電柱化について国のモデル地域・モデル事業として取組を行う必要がある。

4 次期計画の数値目標の取扱い

現行の奄美群島振興開発計画においては、諸施策の目的の明確化と評価を行う観点から、16項目の数値目標を定めている。

次期計画においては、各施策の効果的実施及び進捗状況の適切な把握のため、引き続き、数値目標を設定することとするが、その具体的な項目や数値については、改めて検討していくこととする。